公園前交番だより

愛知県中警察署

令和８年５月号

ヘルメット 命のお守り 忘れずに

～自転車を安全に利用しよう～

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があります。「自転車安全利用五則」を始めとする交通ルールを正しく守り、実行しなければなりません！

自転車安全利用五則

１　車道が原則、左側を通行！
　　歩道は例外、歩行者優先！
２　交差点では信号と一時停止を
　　守って、安全確認！
３　夜間はライトを点灯！
４　飲酒運転は禁止！
５　ヘルメットを着用！

令和８年４月１日から、自転車の違反にも青切符（交通反則通告制度）が導入されました！
※取り締まり対象年齢は16歳以上！

ニセ警察詐欺等にご注意を！

・**警察官を名乗る詐欺被害が多発！**
被害者の約７割が20～30代！国際電話からの着信！
ＬＩＮＥに誘導されて被害に遭っています！
警察は、対面以外での取り調べはしません！

・**ＳＮＳ型投資・ロマンス詐欺が増加中！**
ＳＮＳやマッチングアプリを通じて、対面せずに被害に遭っています！（被害の８割が投資詐欺！）

【公園前交番管内犯罪発生状況（３月中）】

自転車盗	施錠有	施錠無	万引き	置引き	侵入盗	自動車盗	車上ねらい	その他	合計
1	1	0	0	0	0	0	0	9	10